四国中央市公告第62号

四国中央市大規模下水道修繕ＣＭ業務公募型プロポーザルの実施について

四国中央市大規模下水道修繕ＣＭ業務に係る受託者の募集及び選定に際し、次のとおり公告する。

令和８年６月15日

四国中央市長　大西　賢治

1　業務概要

(1) 業務名

四国中央市大規模下水道修繕ＣＭ業務

(2) 業務内容

本業務は、四国中央市大規模下水道修繕事業に係る発注・契約支援段階、実施設計段階及び施工段階の各段階において、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立ち、各種マネジメント業務を行うものである。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年２月28日（月）まで

(4) 提案上限額

19,627,300円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2　参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）別表に規定する登録部門のうち「下水道部門」の登録を受けている者であること。

(2) 令和７・８年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（以下「入札参加資格審査申請書」という。）を提出している者又は令和８年６月24日（水）までに提出する者であり、参加表明書の提出期限までに入札参加有資格業者名簿に登載されているものであること。

(3) 上記(2)における入札参加資格審査申請書の希望業務及び登録部門について、「下水道」を登録していること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定のいずれにも該当していないこと。

(5) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成16年四国中央市告示第35号）又は四国中央市公営企業建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成19年四国中央市告示第

120号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第30号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(9) 業務の全般にわたり技術的管理を行う管理技術者であって、次に掲げる要件を全て満たすものを配置できる者であること。なお、管理技術者は、担当技術者を兼ねることができる。

ア 技術士資格（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））を有する者

イ 提案事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

(10) 管理技術者のもとで業務を行う担当技術者を１名以上配置できる者であること。なお、担当技術者のうち少なくとも１名は、一級土木施工管理技士の資格を有すること。

3 手続等

(1) 事務局

四国中央市水資源部下水道課

住　　所　〒799-0413　四国中央市中曽根町25番地

電 話 番 号　0896-28-6230

ＦＡＸ番号　0896-28-6463

電子メールアドレス　gesuido@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 企画提案実施要領の配布期間、場所及び方法

公告の日から令和８年６月29日（月）までの期間において、市公式ホームページ（https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/）からダウンロードすること。

(3) 参加表明書等の提出

公告の日から令和８年６月29日（月）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第３号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時までの間に上記(1)の事務局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

(4) 企画提案書の提出

第１次審査の結果を通知した日の翌日から令和８年７月９日（木）まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時までの間に上記(1)の事務局に持参、書留郵便又は信書便の方法により提出すること。

4　選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市大規模下水道修繕ＣＭ業務受託者選定委員会において、優先交渉権者を選定するものとする。

5　随意契約に係る見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本業務に係る見積書を徴取するものとする。優先交渉権者は、見積書の提出に当たり、詳細な見積内訳書を添付しなければならない。

6　その他

(1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(2) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。

(3) プロポーザルの詳細については、企画提案実施要領によるものとする。